

るを以て之れ亦種々調査研究を爲し其の意見を發表したり。(大正十年七月會報第四頁以降高級船員養成と帆船練習、參照)

同年九月、海運界の現況と海員問題の將來に鑑み本會は更に其の紹介部を擴張するの必要を認め遂に船長兼補助氏を招聘して専任部長とし其の組織を改良し、船主代表者を招待して意見の交換を行ひ爾後之に最善の努力を傾倒することとせり。

同年十月、本邦海事諸法規が一般に制定の時代近くして海運界の實情に適せず且つ種々の缺陷あるを認め本會内に海事法規調査會を設けて審議を重ね、十一月成案を得て當局に對し船員法、船舶職員法其他につき其の修正を建議したり。

同年十一月、今年四月以降本會に於て調査中なりし船員の生活實況調査一段落を告げ茲に標準生活費並に標準給料表を調査し以て海員問題解決の資料に供したり。

大正十一年一月、約二十餘年間本會理事として盡瘁せられたる河内研太郎、千浦友七郎、藤井治三郎、齋藤千次郎の四氏並に永年間本會幹事、評議員等の役員たりし會員並三郎、川野宗太郎、福文江銀次、津村嘉吉、村井保、野田啓太郎、萬田兼郎、郡

寛四郎、佐藤敬治、林小六、山地善七、澤室之助、北川貞男、宮崎宇吉、鈴木勝次郎、弘中嘉市の諸氏後進の途を開く爲め辭任せられたるを以て藤村重道氏代はりて専務理事となり、如上の功勞者に對しては夫々感謝狀に添へ紀念品を贈呈したり。

藤村氏は時代の推移に鑑み一方一般高級船員の自覺と其の團結を促すと同時に一方帝國海運の發展を圖り、本會の目的を達成する爲には勞資の圓滿なる協調を實現せざるべからず、之が爲には先づ現在並に將來に亘りて船員の生活の安定を確保するの必要ありとし、事業經營の根本方針を船員の生活安定と勞資協調の實現に置き之が爲めに最善の努力を竭し、其の生活安定の方法としては完全なる船員保險法の制定並に妥當公正なる標準給、食料率の制定等并希望し又勞資協調の具體方法としては船主船員間に一の聯合委員會を設けて船員の勞務條件其他の協定に當らしむるを必要とし機會ある毎に之が具體化に努力せり。

同年二月、藤村専務理事は檜崎、太田兩理事と共に上京し豫て盡力中なりし船員の選舉權問題(註四)につき奔走する所あり、漸く政友會代議士牧野良三氏の斡旋に依り